○個人住民税の特別徴収のしくみ

◆特別徴収される人

前年中に給与の支払いを受け、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている従業員が対象となります。

これに該当すれば、正規雇用の従業員だけでなく、パートタイマーやアルバイト等の非正規雇用の従業員も対象となります。

◆特別徴収義務者

4月1日現在において上記の納税義務者に対して給与の支払いをする者のうち、給与支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある事業者が対象となります。

◆特別徴収制度のしくみ

個人住民税の特別徴収のしくみの概要は、以下のとおりです。

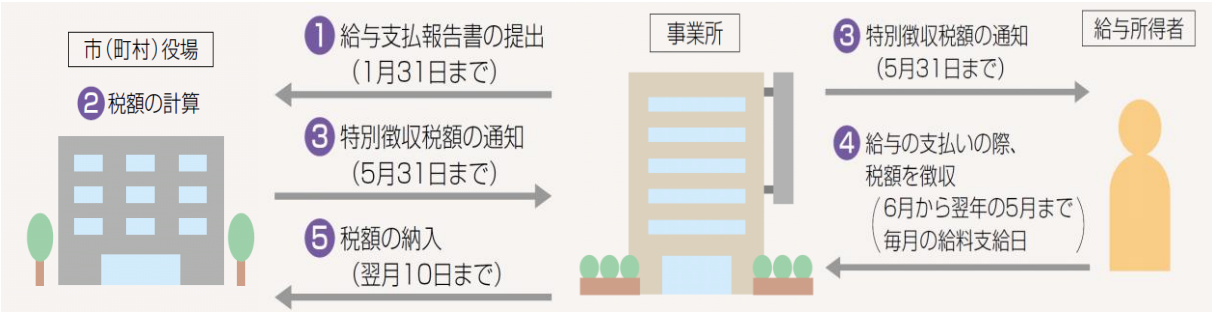

◆特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後、その税額に誤りがあったり、また、これを変更する理由が生じたときは、市町村から「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」および「特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を送付いたします。これらの通知書が届いた際は、「特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を納税者(従業員)にお渡しください。

◆納入方法

(1) 各納税者から徴収された月割額の納税額を、「納入書」で納入してください。

(2) 退職者の一括徴収の場合

退職等により、1年間に納める住民税額から既に徴収された特別徴収税額を差し引いた額(未徴収税額)がある場合、その退職者の未徴収税額は、徴収された翌月10日までに、他の給与所得者に係る特別徴収税額とあわせて「納入書」で納めていただくことになります。

また、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の「一括徴収」欄に、一括徴収された税額をご記入ください。

(3) 納期限後納入に係る督促手数料および延滞金

特別徴収義務者が納期限までにその徴収額を納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくことになりますので、期日内に必ず納入してください。

(4) 納入場所

各市町村指定の金融機関でお支払いください。

○普通徴収から特別徴収への切替え等

(1) 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の右下の「特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切替え」と記載の上、市町村にご提出ください。市町村から5月31日までに特別徴収税額の通知を送付いたします。

【給与支払報告書(総括表)】

この欄に赤色で
特別徴収へ切替え
とご記入ください。

(2) 給与支払報告書(総括表)提出後に普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替届出書」に納付済期、特別徴収開始月を必ず記入し、ご提出ください。

(3) 事業者の名称や所在地の変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をご提出ください。

(4) 特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された指定番号は、各事業者固有の番号となります。今後、市町村に提出される書類には、必ずこの番号を記入する必要がありますので、ご留意ください。

○納期の特例

(1) 給与の支払いを受ける人が常時10名未満である場合の特別徴収の納入については、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

(2) 承認を受けた後、給与の支払いを受ける人が常時10名未満でなくなった時は、速やかに市町村へそのことを届け出てください。届出のあった日以後の期間については、納期の特例は適用されません。この場合、届出日の属する月以前については、届出月の翌月10日が納期限となります。なお、届出日以降は、徴収月の翌月10日が納期限です。

○従業員（納税者）が退職または転勤等で異動した場合

◆従業員（納税者）が退職された場合

特別徴収によって納税している従業員（以下「納税者」とします。）が退職し、１年間に納める住民税額から既に徴収された特別徴収税額を差し引いた額（未徴収税額）がある場合は、課税年度の翌年 5 月 31 日までに支払われる納税者の給与または退職手当等の額から、事業者の方で一括で徴収し納めていただきます。

退職された場合は、給与の支払いを受けなくなった月の翌月１０日までに、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、必ず市町村にご提出ください。

【 退職者の一括徴収 】

◎退職の日が6月1日から12月31日までの場合※

退職した従業員から一括徴収の申出がある場合は、未徴収税額をまとめて徴収してください。

◎退職の日が翌年1月1日から4月30日までの場合※

退職した従業員から一括徴収の申出がない場合であっても、未徴収税額をまとめて徴収してください。

※翌年5月31日までに支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合に限ります。

◆納税者が転勤された場合

特別徴収によって納税している納税者が転勤によって勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを従業員が希望される場合は、特別徴収を継続します。この場合、新たな勤務先の名称、所在地およびその勤務先で何月分から特別徴収されることとなるか、またそのことが連絡済であるかどうかなどを記入した「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を給与の支払いを受けなくなった月の翌月１０日までに市町村に必ずご提出ください。

なお、転勤後、普通徴収に切り替わる納税者に関しても、同様に「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要ですので、ご留意ください。

記入方法

次ページの「『給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書』記入方法」をご覧ください。

・退職で一括徴収ありの場合の記入例

・退職で一括徴収なしの場合の記入例

・転勤の場合の記入例

なお、用紙は3枚複写になっています。3枚複写されたものを3枚ともご提出ください。

記 入 例（退職・一括徴収する場合）

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号	

市(区)町村町殿 平成 22 年 3 月 5 日提出	給与支払者（特別徴収義務者） 名称（氏名）	××商事株式会社 印	
	所在地（住所）	○○市○○町○番地○番○号	
担当者	人事課 給与 係	氏名 奈良 太郎	電話 ○○○○－○○－○○○○
21年度	特別徴収指定番号	123456789	
	個人番号	987654321	
22年度	特別徴収指定番号		
	個人番号		

給与所得者		
フリガナ	ヤマト イチロウ	新姓
氏名	大和 一郎	
住所 1月1日現在	△△市△△町△番地△番△号	
住所 異動後		

(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
240,000 円	6 月分から 2 月分まで 180,000 円	3 月分から 5 月分まで 60,000 円	22 年 2 月 28 日	1 転勤 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	1 特別徴収継続 ②一括徴収 3 普通徴収(本人が納付する)	600,000 円
						控除社会保険料額 50,000 円

◎納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	所在地〒 名称 特別徴収指定番号＿＿ (電話 － －)	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収

一括徴収する場合

理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 本人の印
②異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	備考
3 月 25 日	60,000 円	60,000 円	左記の一括徴収した税額は 3 月分で納入します。(翌月10日納期限)
月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合

理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。
4 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄			点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市(区)町村へ提出してください。
2 この用紙はカーボン紙で3部複写になっておりますので、カーボンは不要です。3部複写されたものを3部とも提出してください。
3 太線□で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
4 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
5 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

記 入 例（退職・一括徴収しない場合）

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号	

市(区)町村町殿 平成 21 年 11 月 5 日提出	給与支払者（特別徴収義務者） 名称（氏名）	××商事株式会社 印	
	所在地（住所）	○○市○○町○番地○番○号	
担当者	人事課 給与 係	奈良 太郎	電話 ○○○○－○○－○○○○
21年度	特別徴収指定番号	123456789	
	個人番号	987654321	
22年度	特別徴収指定番号		
	個人番号		

給与所得者		
フリガナ	ヤマト イチロウ	新姓
氏名	大和 一郎	
住所 1月1日現在	△△市△△町△番地△番△号	
住所 異動後		

(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
240,000 円	6 月分から 10 月分まで 100,000 円	11 月分から 5 月分まで 140,000 円	21 年 10 月 31 日	1 転勤 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 ③普通徴収(本人が納付する)	2,000,000 円
						控除社会保険料額 200,000 円

◎納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	所在地〒 名称 特別徴収指定番号＿＿ (電話 － －)	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収

一括徴収する場合

理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 本人の印
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	備考
月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合

理由
①異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。
4 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄			点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市(区)町村へ提出してください。
2 この用紙はカーボン紙で3部複写になっておりますので、カーボンは不要です。3部複写されたものを3部とも提出してください。

記 入 例（転勤の場合）

受付印

市町村民税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市(区)町村町殿

平成 22 年 2 月 5 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

名称（氏名） ××商事株式会社 印

所在地（住所） ○○市○○町○番地○番○号

担当者 人事課 給与 係

氏名 奈良 太郎

電話 ○○○○ － ○○ － ○○○○

	特別徴収指定番号	個人番号
21年度	123456789	987654321
22年度		

給与所得者	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	ヤマト イチロウ 大和 一郎			6 月分から 1 月分まで	2 月分から 5 月分まで	22 年 1 月 31 日	(1) 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	(1) 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付する）	円
住所 1月1日現在	△△市△△町△番地△番△号								控除社会保険料額
住所 異動後			円 240,000	円 160,000	円 80,000				円

◎納税者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者（特別徴収義務者）

所在地〒 ×××-×××× ××市××町××番地×番×号 特別徴収指定番号 56789

名称 ○○商事株式会社 （電話 ××××-××-×××）

左記特別徴収義務者へは月割額 20,000 円を 2 月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収

一括徴収する場合

理由

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 本人の印

2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	備考
月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合

理由

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。

(2) 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)

3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。

4 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

		点検
年度	1 特別徴収義務者(区)を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他	
年度	1 特別徴収義務者(区)を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他	

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市(区)町村へ提出してください。

2 この用紙はカーボン紙で3部複写になっておりますので、カーボンは不要です。3部複写されたもの全3部とも提出してください。